

太子町災害廃棄物処理計画



令和 5 年 3 月

兵庫県太子町

関連する SDGs の目標



目 次

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節	背景及び目的.....	2
第 2 節	地域特性と特殊事情.....	3
第 3 節	計画の位置付け.....	4
第 4 節	対象とする災害規模.....	6
第 5 節	対象とする災害廃棄物.....	7

第 2 章 災害廃棄物処理に関する基本的事項

第 1 節	処理に関する基本方針.....	12
第 2 節	処理期間.....	13
第 3 節	処理主体.....	14
第 4 節	組織体制等.....	15
第 5 節	協力支援体制.....	18
第 6 節	処理施設.....	19

第 3 章 災害廃棄物処理対策

第 1 節	対策に関する基本方針.....	20
第 2 節	災害廃棄物発生量の推計.....	23
第 3 節	収集運搬体制の構築.....	28
第 4 節	仮置場の設置及び運営.....	29
第 5 節	住民等への啓発及び広報.....	35
第 6 節	ボランティアとの連携.....	36
第 7 節	計画の見直し.....	36

第 4 章 し尿の処理

第 1 節	し尿収集必要量の推計.....	37
第 2 節	し尿処理可能量の推計.....	37
第 3 節	仮設トイレ必要数の推計.....	38

【参考】

山崎断層帯地震に伴う被害想定について.....	40
-------------------------	----

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 背景及び目的

近年、東日本大地震や西日本豪雨など全国各地で大規模災害が頻発化・激甚化しており、災害発生時には必然的に平時とは異なる膨大な災害廃棄物が発生する中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、被災した市町村が責任をもって処理することとなっている。

しかし、ライフラインや都市基盤に壊滅的な被害を受けている状況下において、経験したことのない災害廃棄物の収集・処理業務は困難を極めることが予想される。また、30 年以内に 70%～80% 程度の確率で発生が有力視されている南海トラフ地震はマグニチュード 8～9 クラスの規模とされ、本町においても震度 6 弱が予測されており、経験したことのない不測の事態が想定される。

これを受け、住民の生命・身体・財産の保護の基本理念の下、発災時に住民・事業者・行政の役割を明確化し、自助・共助・公助による連携によって、復興を阻害する大量の災害廃棄物の収集・処理を円滑に進めるマニュアルとして災害廃棄物処理計画の策定は急務となっている。

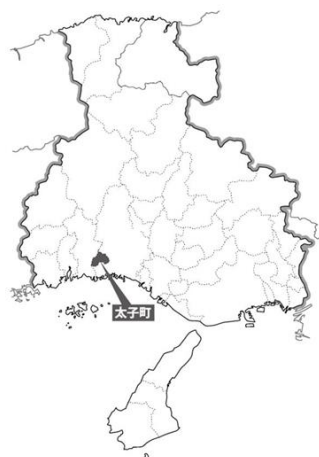
以上を鑑み、本計画は本町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

第 2 節 地域特性と特殊事情

(1) 地域特性

兵庫県南西部の西播磨地域の内陸に位置し、面積は 22.61k m²で県内 3 番目に小さな町であるが、町の北側を通っている国道 2 号バイパスが山陽自動車道などの高速道路と繋がっており、最寄りの JR 網干駅～大阪駅間を 1 時間程度で結んでいることから、本町は大阪・神戸などの阪神地域への通勤圏となっている。交通の利便性が高く、姫路市とたつの市と隣接していることからベッドタウンとして人口が増加してきた経緯がある。

本町の地域特性上、津波襲来の可能性は低く、広域による応援派遣要請時には利便性が高いなど、メリットも大きいといえるが、住宅地が密接している地域も多く、狭あい道路によって、災害瓦礫等を家屋から搬出する際に困難が予想される。



(2) 特殊事情

一般廃棄物の主な中間処理業務を太子町及びたつの市で構成される揖龍保健衛生施設事務組合が運営する揖龍クリーンセンターにおいて処理を行っている。また、町内の廃棄物収集運搬業務の全てを民間業者へ委託している。

行政コストのスリム化によって、町が所有する廃棄物の収集運搬機材が十分な体制ではないため、災害廃棄物処理業務の実施に際しては、揖龍保健衛生施設事務組合との連携は当然であるが、収集運搬業務を委託している一般廃棄物収集運搬許可業者に対しては、災害時の収集業務を平時と同様に遂行できるよう、委託契約の必須項目として明記するなど、災害時に支障が出ない体制を構築しておくことが重要である。

また、一般廃棄物収集運搬許可業者には産業廃棄物の中間処理を行う業者もあることから、災害廃棄物処理に際しては、これら民間のノウハウや資材等の活用を検討しておくことが有効である。

第 3 節 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成 30 年改定)に基づき策定するものであり、兵庫県が策定する兵庫県災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、災害発生初期の組織体制や役割分担、地域特性の整理、災害時における他機関との連携方法など本町の災害対策全般にわたる基本的な計画である太子町地域防災計画や本町の廃棄物処理に関する長期的・総合的視点に立った太子町一般廃棄物処理基本計画を、災害廃棄物処理という側面から補完する役割を担うものである。

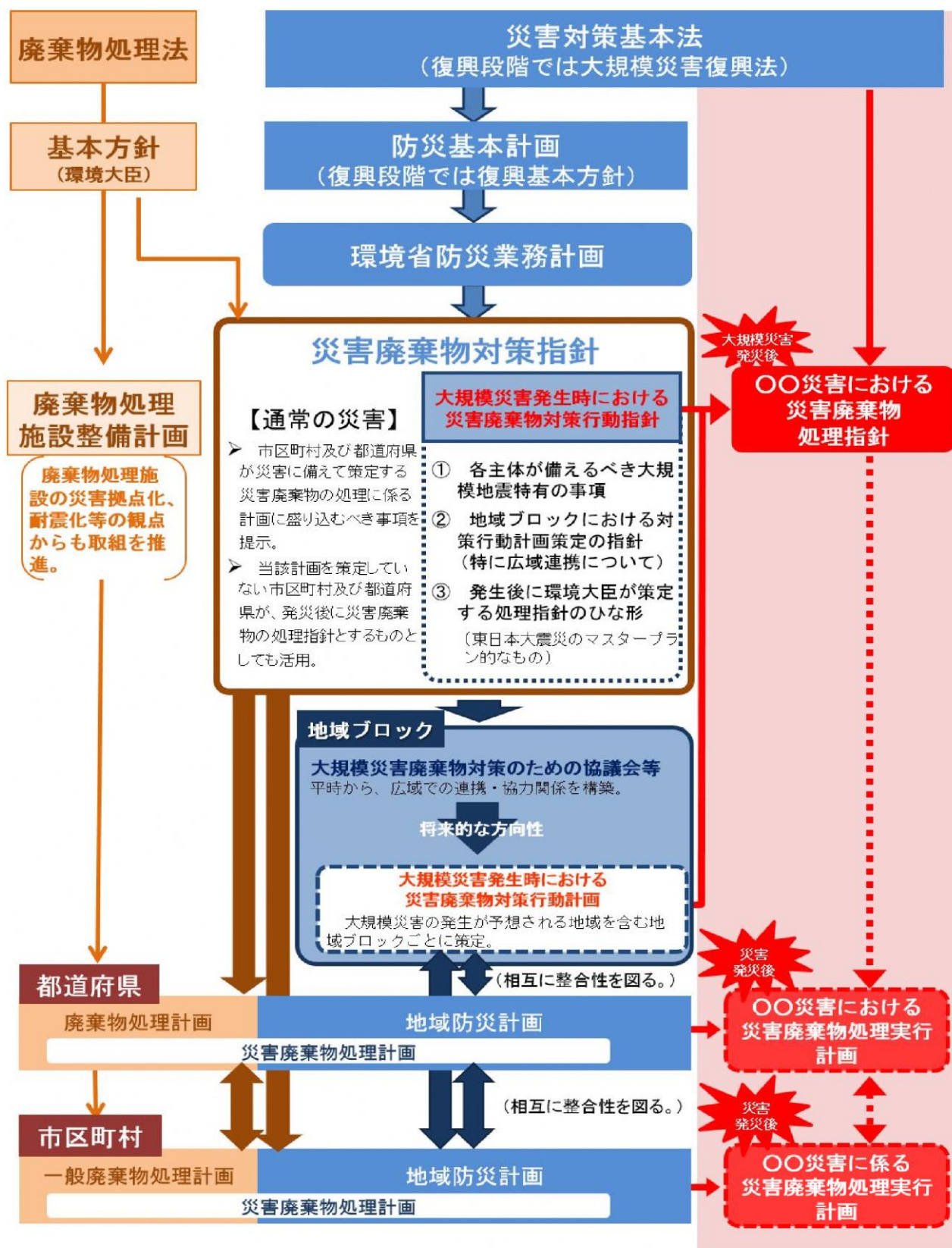
なお、本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

(1) 太子町地域防災計画との関連

太子町地域防災計画で定めた災害廃棄物処理計画に盛り込むべき内容の項目	
・ 目的 ・ 組織、体制 ・ 災害に備えた資機材の備蓄計画 ・ 仮置場の配置計画 ・ 仮置場の運営計画 ・ 排出ルール（分別）	・ ごみの発生量の推計 ・ 処理計画 ・ 応援の要請 ・ 仮設トイレの設置計画・管理計画 ・ 住民への広報

出典：太子町地域防災計画より

(2) 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）

第4節 対象とする災害規模

本計画では、太子町地域防災計画の中で示す（１）及び（２）の被害想定を基に、災害廃棄物量の推計等を算出し、処理対策を講じる。

なお、本町に大きな被害を及ぼすと想定される山崎断層帯地震については、30年以内の発生確率が0.1%～1%と予測され、南海トラフ巨大地震と比較すると発生確率が大幅に低下するため、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震を本計画における対象規模として選定する。

ただし、山崎断層帯地震による被害や対策を想定し、参考資料として付記する。

（１）想定する地震及び被害

国の想定を踏まえつつ、兵庫県独自の地域特性を考慮した被害を想定する。また、季節や時刻によって被害の様相が異なるが夏場12時を設定する。

項 目		内 容
想 定 地 震		南海トラフ巨大地震
最 大 震 度		M6弱
建物被害	全 壊	29棟
	半 壊	513棟
死 者 数		1人
重 傷 者 数		3人

（２）想定する水害及び被害

本地域に発生する災害のうち、最も多いのは梅雨前線による豪雨や台風による風水害である。近年、本町において最も被害の大きかった昭和51年に被災した水害を想定する。

項 目		内 容
想 定 水 害		台風17号に伴う集中豪雨（昭和51年9月）
連 続 降 水 量		765mm
建物被害	全 壊	1棟
	半 壊	2棟
	床上浸水	401棟
	床下浸水	1,095棟
死 者 数		0人
重 傷 者 数		1人

第 5 節 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物と定義されているため、災害時には町が処理の主体を担うこととなり、通常は処理困難物であることから自治体で処理しない廃棄物についても対応が必要となる。

様々な種類を含む廃棄物が一度に大量に発生するため、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止にとって重要となる。

また、可燃物、家電、コンクリート片など搬入時から分別して保管することにより、処理期間の短縮、コスト面、広域処理などの面でも有利となるため、通常分別よりも細分化した 11 分別を推奨する。

ただし、災害の規模や廃棄物の発生量などの状況によっては、随時方針を見直し、処理体制が円滑に進むよう柔軟に対応する。

なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常的生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

(1) 災害廃棄物の分別種類

地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	
可燃系混合物	繊維類・紙・プラスチック等が混在した廃棄物
不燃系混合物	土砂、分別できない粉碎したガラスなど
コンクリート系混合物	コンクリート片やブロックなど
木質系混合物	柱、梁、壁材、水害等による流木など
金属系混合物	鉄鋼や鉄筋、アルミ材など
廃家電	4 家電や小型家電
廃自動車等	自動車、自動二輪、原付及び自動車部品
廃畳	畳
布団等	布団、マットレス
処理困難物	消火器、太陽光パネル、蓄電池、石膏ボードなど
危険物・有害物等	廃油、農薬、PCB 含有物、水銀含有物など
被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿

(2) 災害別の廃棄物の主な特徴

地震災害	風水害等
・突発的かつ大量に発生 ・家財等の大型ごみと倒壊家屋等の解体がれき類（大量のコンクリートがら、木くず等）が混在	・夏から秋に集中（梅雨・秋雨前線・集中豪雨） ・浸水等により腐敗、悪臭、汚水が発生し、水分を含むため重量がある

(3) 災害廃棄物分別イメージ

① 可燃系混合物



繊維類、紙、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物

② 不燃系混合物



分別することのできない粉碎ガラス、土砂などが混在した不燃系の廃棄物

③ コンクリート系混合物



コンクリート片やコンクリートブロック、などの不燃系廃棄物

④ 木質系混合物



柱、はり、壁材、などの廃木材

⑤ 金属系混合物



鉄骨、鉄筋、アルミ材 など

⑥ 廃家電



家電４品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）やその他小型家電
などの廃家電

⑦ 廃自動車等



自動車、自動二輪車、原動付自転車 など

⑧ 廃畳



⑨ 布団等



布団、マットレス

⑩ 処理困難物（消火器等）



消火器、太陽光パネル、蓄電池、石膏ボード など

⑪ 危険物・有害物等（油類）



廃油、農薬、PCB 汚染物質、水銀含有物 など

仮置場分別後のイメージ



第２章 災害廃棄物処理に関する基本的事項

第１節 処理に関する基本方針

災害時の廃棄物処理に関する基本方針を次のとおり定める。

基本方針① 衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。

基本方針② 分別・再生利用の推進

発災現場や仮置場での分別を徹底し、可能な限り再生利用、再資源化を図り廃棄物の減量化と処理コストの削減を推進する。

基本方針③ 処理の協力・支援、連携

災害の被害状況や災害廃棄物の発生量を的確に把握し、被災状況に応じて、国・県・他団体及び民間事業者等と連携し、復旧復興対策を進める。

第 2 節 処理期間

東日本大震災や阪神・淡路大震災といった過去の大規模災害における事例を踏まえ、最長で発生から概ね 3 年以内の処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

【発災後の時期区分】

時期区分		特徴	時間の目安
災害応急対応期	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資材の確保等を行う期間)	発生後数日間
	応急対応期(前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に腐敗性廃棄物等の優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応期(後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害がれきの本格的な処理に向けた準備期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期 (避難所ごみ等処理が通常業務化し、災害がれきを本格的に処理する期間)	～3年程度

出典：環境省災害廃棄物対策指針（H30.3） 表 1-3-1 発災後の時期区分と特徴

【災害廃棄物の処理目標期間】

内容	処理目標期間
災害がれきの撤去（道路上や生活地域のもの）	6ヶ月以内
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の収集	
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の処理	1年以内
仮置場への搬入完了 (倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき)	1年6ヶ月以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

第 3 節 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、本町が第一義的に処理の責任を負うこととなるが、河川や道路等の公共施設等は管理者、事業所等から排出される災害廃棄物の処理は事業者が行うことを基本とする。ただし、発災後に国が災害廃棄物の取り扱いについて示した場合にはこれに準ずるとともに、過去の事例も踏まえ、実際の被害状況に応じて適切に対応する。

なお、甚大な被害により、本町のみによる対応が困難な場合は、地方自治法に基づく兵庫県への事務委託や災害対策基本法に基づく国による代行処理の要請について検討する。

対象物	処理主体
災害廃棄物	町は、一般廃棄物の処理責任を有しており、人材、資機材、廃棄物処理施設等を活用して処理する。
道路、河川、農地などに堆積している土砂、流木	各管理者がそれぞれの復旧事業で処理する。
災害後に事業活動する際に発生する廃棄物	原則、各事業者が処理する。 ただし、生活環境保全上特に必要と認められる場合（家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されているもの）は町による処理を検討する。
損壊家屋等の撤去等廃棄物	原則、所有者が処理する。
公共施設や大企業の建物の撤去等廃棄物	管理者が処理する。
し尿	原則、汲み取り便槽の所有者がし尿収集運搬許可業者と個別の収集契約により処理する。
避難所仮設トイレ	町の避難所等に設けられた仮設トイレ等から発生したし尿については、町が処理委託する。

出典：災害廃棄物対策指針を基に作成

第 4 節 組織体制等

太子町地域防災計画において、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると町長が認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 及び太子町災害対策本部条例（昭和 38 年条例 15 号）に基づき、太子町災害対策本部を設置し、災害対策本部が設置される前で、被害状況によって警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部（災害対策本部を準用）を設けて対処するものとされている。

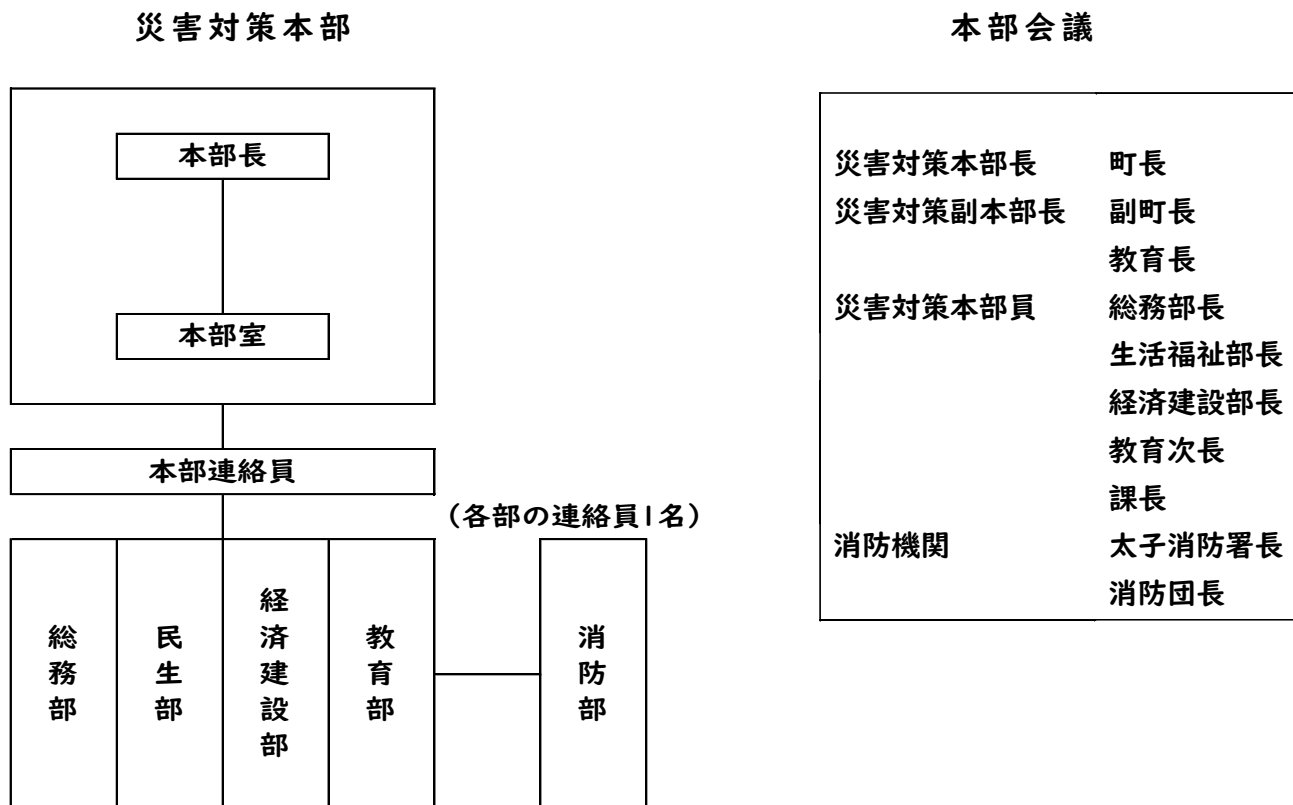
本計画においては、災害時の規模によって、膨大な量の災害廃棄物処理が必要と認められる場合、生活福祉部長を長とした災害廃棄物処理対策本部を設置することとする。

生活福祉部生活環境課内にて環境班を組織し、総務係、収集係、施設係の 3 係をもって災害廃棄物処理に関する業務を主体となって処理する。

業務を遂行する際は、収集運搬を行うための道路等の被害状況、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物発生量推計のための建物等の被害状況等、様々な情報を基に対処する必要があることから、太子町災害対策本部と連携・情報交換を行いつつ、状況の変化に応じて関係部署と協力体制を構築し、迅速かつ適切に災害対策処理を行う。

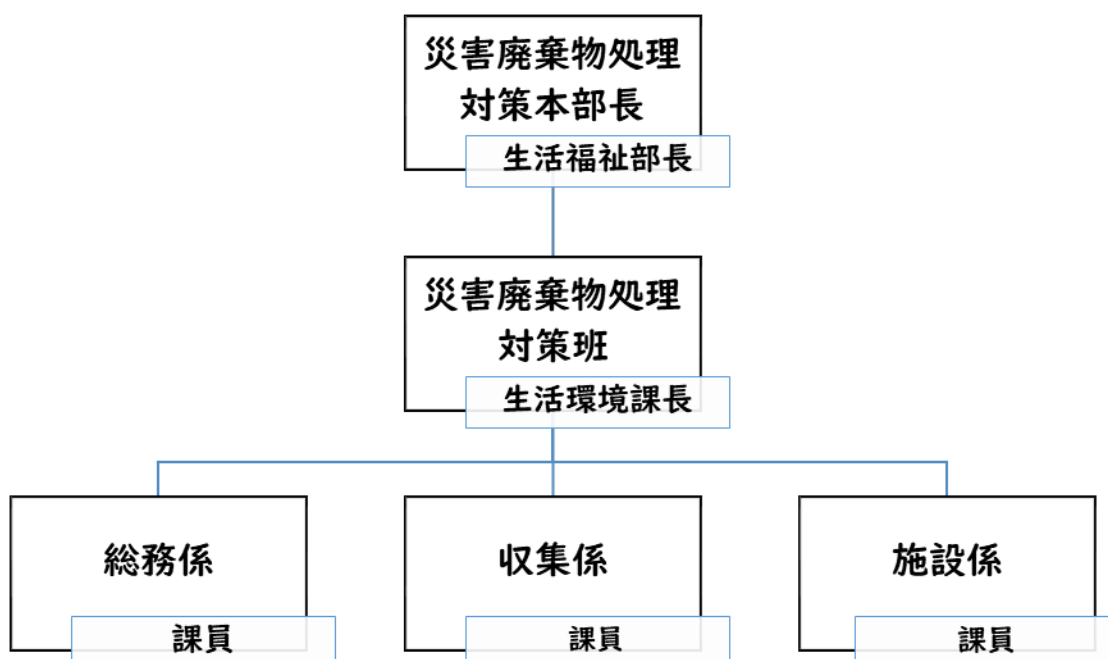
(1) 組織図

【太子町災害対策本部組織図】



出典：太子町地域防災計画より抜粋

【災害廃棄物処理対策本部】



(2) 事務分掌

【太子町災害廃棄物処理対策本部事務分掌】

担当	業務概要
災害廃棄物処理 対策本部長 (生活福祉部長)	・ 本部の総括 ・ 本部の設置及び閉鎖 ・ 災害廃棄物の処理方針の決定 ・ 災害対策本部との情報交換・連携
災害廃棄物処理 対策班 (生活環境課長)	・ 各系の総括 ・ 災害廃棄物対策全体の進行管理 ・ 国・県及び他市町との連絡調整 ・ 災害協定に基づく応援要請 ・ 関係団体との連絡調整 ・ 揖龍保健衛生施設事務組合との連絡調整
総務係 (生活環境課員)	・ 災害廃棄物処理に係る人員確保 ・ 災害廃棄物処理に係る経理 ・ 災害廃棄物処理事業費補助金の申請 ・ 災害廃棄物発生量の算定 ・ 仮置場必要面積等の算定 ・ 支援の受入等対応 ・ 災害廃棄物処理に係る広報・啓発 ・ 住民・報道機関等からの問い合わせ対応 ・ 思い出の品対応
収集係 (生活環境課員)	・ 委託業者等の被害状況把握及び応急対策 ・ 委託業者等の収集運搬体制の管理 ・ 災害がれき運搬に関する対応 ・ 避難所ごみ及び家庭ごみの収集（し尿含む） ・ 適正処理困難物・有害廃棄物の対応 ・ 動物死がい処理の対応
施設係 (生活環境課員)	・ 仮置場の設置及び運営管理 ・ 廃棄物処理施設の被害状況把握及び応急対策 ・ 災害がれき処理に関する対応 ・ 仮置場の運営委託に関する対応

第 5 節 協力支援体制

膨大な被害が発生した場合、大量の災害廃棄物の処理対応が必要となるため、処理人員の確保が最優先される中、当町においては、廃棄物処理の収集運搬及び処理については、揖龍保健衛生施設事務組合が中心となって業務を行っており、役場組織内清掃部門の人員、車両、経験、知識などあらゆる部分で脆弱な体制が懸念される。

よって、大規模災害時の災害廃棄物処理に係る協定を締結している自治体及び一般廃棄物処理許可業者との連携は必要不可欠である。

必要に応じて職員の応援派遣を要請し、資機材を確保のうえ、処理体制の充実を図り迅速な対応を図る。

(1) 大規模災害時の災害廃棄物処理に係る主な協定

	協定等の名称	構成市町等	締結日	内容
1	西播磨地域災害時相互応援に関する協定	西播磨地域 5 市 6 町	平成 18 年 3 月 27 日 (再締結日)	物資・資機材の斡旋・提供、職員等の派遣、被災者の受入れ
2	聖徳太子ゆかりの町災害時等相互応援に関する協定	奈良県斑鳩町、大阪府太子町	平成 8 年 11 月 1 日	物資・資機材の提供、職員等の派遣、被災者の一時受入れ
3	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町、関係一部事務組合	平成 17 年 9 月 1 日	物資・資機材・処理業者の斡旋・提供、災害廃棄物の中間処理実施、職員等の派遣
4	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、県内市町	平成 18 年 11 月 1 日	応急対策及び応急復旧に必要な資機材・物資及び施設の斡旋又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ
5	播磨広域防災連携協定	播磨地域 13 市 9 町	平成 26 年 4 月 22 日 (再締結日)	物資・資機材の斡旋・提供、職員等の派遣、被災者の受入れ、平常時の情報交換等
6	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 25 年 1 月 17 日	物資・資機材の提供、職員等の派遣

第 6 節 処理施設

本町の主な一般廃棄物処理は太子町、たつの市で構成される揖龍保健衛生施設事務組合が運営する揖龍クリーンセンターで行っている。

土砂、瓦礫などの不燃物は上太田瓦礫処分場にて一時仮置保管した後、大阪湾フェニックスセンターへ搬入して処理している。なお、災害に伴う土砂、瓦礫においても大阪湾フェニックスセンターへ搬出可能であるが、受入基準を満たす破碎、選別処理が必要となる。また、受入基準を満たさない混合した不燃物は、民間事業者が運営する処理施設の活用を検討する。

(1) 一般廃棄物焼却施設

施設名	処理能力	処理方式
揖龍クリーンセンター	120/日	全連続高温熔融炉方式

(2) 一般廃棄物（し尿）処理施設

施設名	処理能力	処理方式
揖龍衛生処理場	29 kl/日	前処理及び脱水処理

(3) 不燃物処理施設

施設名	処理能力	処理方式
上太田瓦礫処分場	300 t / 年	不燃物一時仮置き

(4) 最終処分場

施設名	受入処理枠	処理方式
大阪湾フェニックスセンター	27,410 m ³	海面埋立て方式

第 3 章 災害廃棄物処理対策

第 1 節 対策に関する基本方針

災害の発生により、建物等の倒壊・破損・焼失や窓ガラス・屋根瓦等の落下により、倒壊家屋の解体等が行われ、それに伴い廃材・コンクリートブロック・鉄筋等と家財等が混合した災害がれきが大量に搬出されることが予想される。また、平時と同様に生活ごみが発生することから、通常の廃棄物処理施設の稼働や廃棄物収集運搬体制では発生する廃棄物に対して処理能力が追い付かないため、迅速な仮置場の設置やルールに基づいた住民による自主搬入が重要となる。

よって、これらの災害がれきを速やかに撤去し、再利用、焼却、埋め立て等の処理サイクルを確立させることが、被災地の円滑な復旧復興を加速につながるため、最大限注力する。

以上を踏まえ、平時より災害を想定した災害廃棄物発生量の推計、資機材の備え及び住民啓発等の対策を示すものである。

基本方針① 迅速な仮置場の設置

早期の廃棄物処理機能構築により処理ルートを確保し、生活圏での片付けごみの残置や混合廃棄物の発生を抑制する。

基本方針② 持続可能な収集運搬体制の確立

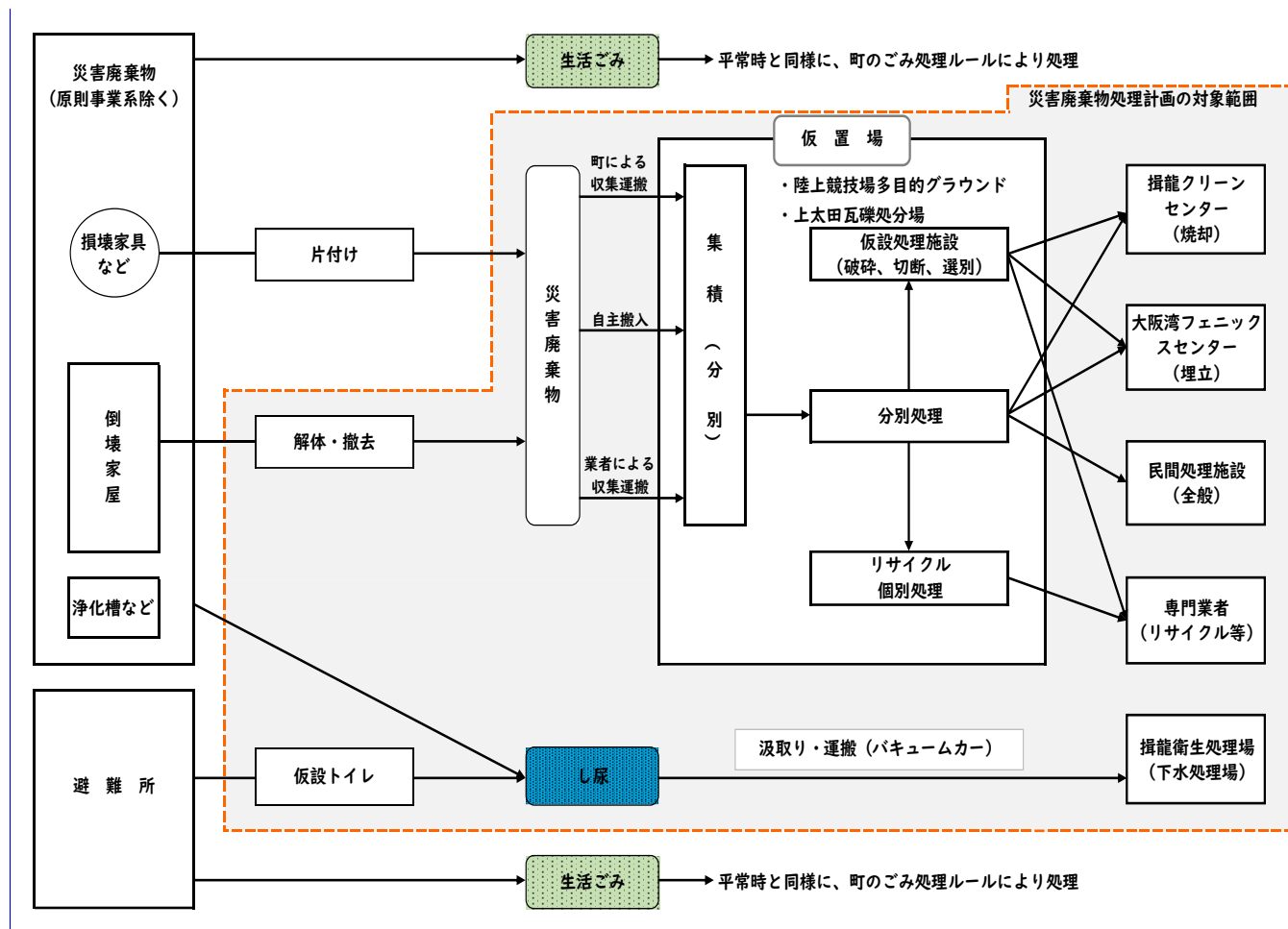
一般廃棄物収集運搬業者と連携し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、平時と同様に生活ごみの収集運搬体制を確立する。

基本方針③ 平時の備え強化

災害時に円滑かつ適切に廃棄物を処理できるよう、平時から広報周知や資機材を確保し、有事の混乱を軽減する。

(1) 災害廃棄物処理全体像

本町における災害廃棄物処理に係る基本的な流れを以下の図のとおり示す。



(2) 災害廃棄物処理期別簡易業務フロー

初動期から復旧・復興期における主な業務フロー図を次のとおり示す。なお、大まかな流れと内容となっているため、時流に合わせて、追加修正を行い、内容をブラッシュアップする。

【災害廃棄物処理期別簡易業務フロー図】

期別	項目	内容
初動期 (発生後 数日間)	体制の構築	災害廃棄物対策本部の設置
		関係機関と協議 (県、近隣市町、揖龍保健衛生施設事務組合・収集運搬許可業者など)
	収集運搬体制	収集運搬体制の確保及び実施

		収集運搬ルートの確認（収集運搬許可業者指示）
		避難所ごみ収集運搬確認
	仮置場	仮置場の開設（２カ所）
		資機材の補充
	相談窓口の設置	災害廃棄物に関する相談窓口を開設
	住民等への啓発広報	仮置場設置状況・災害廃棄物の分別など
応急対応 前半 （～３週間程度）	進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、方針決定
	支援体制の確立	支援要員、物資の振り分け
		ボランティアとの連携、調整
	収集運搬	広域処理する際の運搬体制の確立
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量推計
	仮置場	業者委託の検討
	中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の必要性検討
応急対応 後半 （～３ヶ月程度）	進捗管理	課題等を抽出し状況に応じて方針修正
	中間処理・再資源化・最終処分	広域処理施設の選定
		広域処理の開始
	有害廃棄物・危険物対策	所在把握、発生量の把握、管理方法の検討、処理先の確定
	撤去	優先順位の高い損壊家屋等の撤去に伴うガレキ搬入（まちづくり課との連携）
復旧・ 復興期 （～３年程度）	仮置場	搬出作業本格実施
	撤去	撤去が必要とされる損壊家屋等の撤去に伴うガレキ搬入（まちづくり課との連携）
	仮置場	仮置場の復旧・返還
	避難所	収集運搬業務の終了
	補助金	災害廃棄物処理事業費補助金の申請事務等

第 2 節 災害廃棄物発生量の推計

災害による廃棄物発生量は、災害廃棄物対策指針に基づき、建物被害棟数に一棟あたりの発生原単位を掛け合わせるにより算出する。さらに、災害発生物の種類別割合を掛け合わせて、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材の発生量を算出する。

＜災害廃棄物発生量の推計方法＞

$$\begin{aligned} & \text{発生原単位（全壊）} \times \text{全壊棟数} \times \text{種類別割合} = \text{災害廃棄物発生量（＋）} \\ & \quad + \text{発生原単位（半壊）} \times \text{半壊棟数} \times \text{種類別割合} \\ & \quad + \text{発生原単位（床上浸水）} \times \text{床上浸水棟数} \times \text{種類別割合} \\ & \quad + \text{発生原単位（床下浸水）} \times \text{床下浸水棟数} \times \text{種類別割合} \end{aligned}$$

■被害棟数

（地震）

太子町地域防災計画における被害想定と同様に兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定より全壊・半壊等の被害区分ごとに算出

（水害）

太子町地域防災計画における被害想定と同様に昭和 51 年台風 17 号に伴う集中豪雨による被害想定より全壊・半壊等の被害区分ごとに算出

■発生原単位

環境省災害廃棄物対策指針・技術資料を基に算出

■災害がれき類等の種類別の割合

環境省災害廃棄物対策指針・技術資料を基に算出

① 災害：地震

南海トラフ大地震を想定し算出する。

発生原単位（地震）

原単位		液状化、揺れ、津波	備考
揺れ、液状化、津波	全壊（t/棟）	117	出典：災害廃棄物対策指針 技術資料
	半壊（t/棟）	23	
	床上浸水（t/世帯）	4.6	
	床下浸水（t/世帯）	0.62	
	津波堆積物（t/m ² ）	0.024	
火災消失（全焼）	木造（t/棟）	78	
	非木造（t/棟）	98	

災害廃棄物種類	種類別割合
柱角材	5.4%
可燃物	18%
不燃物	18%
コンクリートがら	52%
金属くず	6.6%

建物被害、浸水被害

項目	被害状況	単位	災害廃棄物発生量(t)
全壊棟数	29	棟	3,393
半壊棟数	513	棟	11,799
床上浸水	0	世帯	0
床下浸水	0	世帯	0
焼失：木造	0	棟	0
焼失：非木造	0	棟	0

災害廃棄物種類	種類別割合	災害廃棄物発生量	
		t	千t
柱角材	5.4%	820	1
可燃物	18.0%	2,735	3
不燃物	18.0%	2,735	3
コンクリートがら	52.0%	7,900	8
金属くず	6.6%	1,002	1
合計	100.0%	15,192	15

② 災害：水害

台風17号に伴う集中豪雨（昭和51年9月）を想定し算出する。

発生原単位（水害）

原単位	浸水	備考
全壊（t/棟）	117	出典：災害廃棄物対策指針 技術資料
半壊（t/棟）	23	
床上浸水（t/世帯）	4.60	
床下浸水（t/世帯）	0.62	

種類別割合

災害廃棄物種類	割合	備考
柱角材	2.1%	出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 ※平成27年9月関東・東北豪雨における災害廃棄物の組成
可燃物	4.4%	
不燃物	70.4%	
コンクリートがら	9.9%	
金属くず	0.6%	
その他	0.6%	
土砂	12.0%	

建物被害、浸水被害

項目	被害状況	単位	災害廃棄物発生量(t)
全壊	1	棟	117
半壊	2	棟	46
床上浸水	401	世帯	1,845
床下浸水	1,095	世帯	679

災害廃棄物種類	種類別割合	災害廃棄物発生量	
		t	千t
柱角材	2.1%	56	0.06
可燃物	4.4%	118	0.12
不燃物	70.4%	1,891	1.89
コンクリートがら	9.9%	266	0.27
金属くず	0.6%	16	0.02
その他	0.6%	16	0.02
土砂	12.0%	322	0.32
合計	-	2,687	2.69

③ 仮置場必要面積の算出

◆ 面積の推計方法

＜仮置場必要面積の推計方法＞

災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間 = 処理量

災害廃棄物の発生量 - 処理量 = 仮置量

仮置量 ÷ 可燃物見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ 必要面積 × (1 + 作業スペース割合)
= 仮置場必要面積

見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ : 5m 以下が望ましい

作業スペース割合 : 1m

■ 算定は災害廃棄物対策指針技術資料（仮置場の必要面積の算定方法）より

■ 処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提として算定を行う。（1年程度で全ての災害廃棄物を収集し、3年程度で全ての処理を終える）

■ 作業スペース割合は環境省災害廃棄物対策指針を参考に、最大値である1mを採用する。

■ 地震被害と水害被害を比較した際、地震被害の規模が大きいため、仮置場必要面積の算出基礎数値として採用する。

仮置場面積算出条件

項目		算出条件		備考
処理期間		3	年	出典：災害廃棄物対策指針 技術資料
見かけ比重	可燃物	0.4	t/m³	
	不燃物	1.1	t/m³	
	津波堆積物	1.1	t/m³	
積み上げ高さ		5	m	
作業スペース割合		1		
計算桁数		-2		

仮置場必要面積

災害廃棄物種類	種類別発生量 (t)	災害廃棄物種類	仮置量(t)	仮置場必要面 積(m²)	仮置場必要面 積(ha)
柱角材	820	可燃物	2,370	2,370	0.24
可燃物	2,735				
不燃物	2,735	不燃物	7,758	2,821	0.28
コンクリートがら	7,900				
金属くず	1,002				
その他	0	土砂	0	0	0.00
土砂	0				
合計	15,192	合計	10,128	5,191	0.52

④ 避難所ごみの発生量

被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ等の廃棄物は、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、平常時において避難所ごみの発生量を捕捉し、可能な限り早い段階で収集運搬体制を確立する必要がある。

災害初期の混乱時の分別については、十分な収集体制構築に時間が掛かることや避難者への一定の配慮が必要であるため、平時の分別方法に固執せず、普通ごみに含めて廃棄も可能とする。

ただし、避難所の運営体制、廃棄物収集運搬体制が確立した時点で平時の分別方法で廃棄することとする。

避難所ごみ発生量

避難者数（人）	1,031
1人1日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	788
避難所ごみ発生量（t/日）	0.8

< 避難者数の推計方法 >

避難者数/山崎断層帯全半壊棟数×南海トラフ巨大地震全半壊棟数
 6,504人/3,420棟×542棟=1,031人

※1人1日当たりのごみ総排出量は令和3年度一般廃棄物実態調査より

災害初期における避難所ごみの分別・廃棄方法

区分	内容	保管・廃棄方法
普通ごみ	生ごみ、衣類など	指定ごみ袋に廃棄物を入れる。優先的に回収する。
紙類	新聞、雑誌、紙製容器など	災害初期は普通ごみに混ぜて廃棄も可とする。
ペットボトル、プラスチック類	ペットボトル、弁当容器、食品の包装など	災害初期は普通ごみに混ぜて廃棄も可とする。
携帯型トイレ	携帯型トイレ、おむつ等	衛生面から可能な限り密閉して管理し普通ごみに混ぜて廃棄する。
有害物、危険物	蛍光灯、消火器、ガスボンベ、刃物など	避難所の安全を十分に配慮し、別で保管する。関係機関と別途調整する。
感染性廃棄物	注射針、感染性のある血液が付着したもの	ペール缶など蓋のできる容器で管理し、回収については揖龍クリーンセンターと別途調整する。

第 3 節 収集運搬体制の構築

発災時には太子町災害対策本部と連携し、道路・橋梁の被害状況や避難所開設状況等の被災情報を把握するとともに、災害廃棄物の収集運搬と避難所および家庭から排出される廃棄物を収集するための車両を確保する。収集運搬車両および収集ルート等の被災状況を把握し、避難所、仮置場の設置場所、被災により通行できないルート等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。

収集運搬体制は可能な限り平時の収集体制により対応するが、通常使用している収集車両が使用できないなど収集能力に不足が生じた場合は、県、協定団体に支援を要請し、収集運搬体制の確保に努める。

なお、災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などの変化に応じて収集車両の必要数を見直し、収集運搬ルートの効率化を図る。

(1) 収集運搬方針

① 普通ごみ

生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、早急に収集する必要性が高いため、発災後 3 日以内に普通ごみの収集を開始する。

② 大型粗大ごみ

大型粗大ごみについては、相当量が見込まれるため、収集できない可能性があることから、一定期間は家庭内での保管を推奨する。自己搬入については、状況により規制する。

③ 資源ごみ

発災直後に状況に応じて、分別は一定期間中止し、普通ごみとして回収する。

④ 避難所ごみ

ごみ収集ルートに組み込み、早期の収集計画を作成したうえで収集する。

(2) 収集運搬体制

原則、平時の収集体制とするが、災害により通常時の収集ルートが使えない場合は、自治会と代替ルートの設定やごみステーションの一時的な移動を検討し、住民へ周知のうえ協力を求める。

また、ごみ排出量の増加により、現状の収集能力が不足する場合は、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から粗大ごみ、資源ごみの回収を一時的に停止し、普通ごみの回収に注力する。

なお、平時から収集運搬許可業者とごみステーション位置データを共有し、収集運搬計画を迅速に作成できる体制を構築する。

第 4 節 仮置場の設置及び運営

(1) 仮置場の設置

災害により多量に発生した廃棄物を、収集運搬体制、処理体制が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する必要が生じる。

発災直後から発生する片付けごみを受け入れるため、直後から数日中に設置することが望ましい。また、災害の種類・規模によって柔軟な運用とする。

なお、平時から仮置場を選定し、災害時の運営を想定しておくことが初動時に重要となるため、事前に仮置場を選定する。

(2) 仮置場の選定基準

仮置場選定時に考慮したポイント
仮置きの使用が長期間になることを想定すること。
発災直後から数日以内で設置できる箇所であること。
運営に際して意思決定が反映しやすい町所有地であること。
住民の生活環境を考慮し、周辺に住居等が少ない箇所であること。
人員、資機材を考慮し、処理運営上、数ヘクタールの規模で一括処理できる箇所であること。
災害廃棄物の処理、搬入出の際、重機、トラックの往来ができるよう、一定の幅員（4m以上）を要する道路に接していること。
後々の選別作業や土地活用を考慮し、可燃物と不燃物を別に設けること。



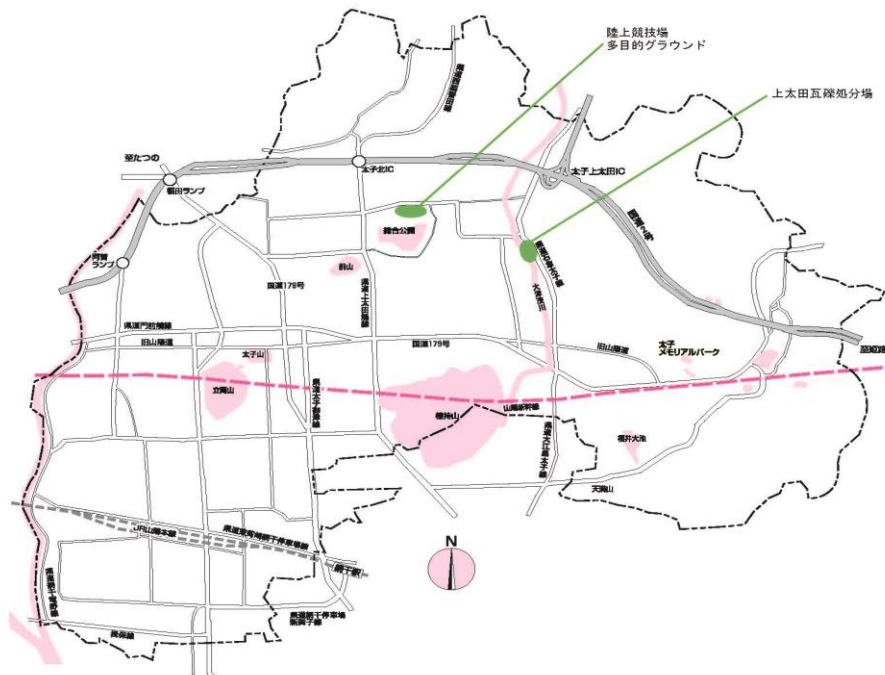
① 設置箇所

施設名	所在地	面積（㎡）	区分
上太田瓦礫処分場	太子町上太田 12 番地	7,286 ㎡	主に不燃物
陸上競技場多目的グラウンド	太子町佐用岡 271 番地外	5,995 ㎡	主に可燃物

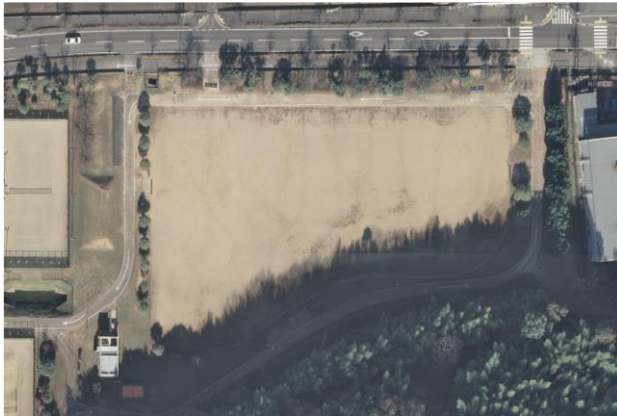
【補足】

災害の態様によっては、上記仮置場以外についても、町有地を基本としつつ、必要に応じて民有地の借地も含め検討する。

② 仮置場の位置図



③ 仮置場航空写真（令和2年度撮影）



■ 陸上競技場 多目的グラウンド



■ 上太田瓦礫処分場

④仮置場：陸上競技場多目的グラウンドレイアウト



⑤陸上競技場多目的グラウンドの廃棄物配置に係る留意事項

- 可燃系混合物、木質系混合物、畳は火災の発生を防ぐため、積み上げる高さは5メートル以下とする
- 搬入する住民が荷降ろししやすいような順番に配置する。
- 仮置場における災害廃棄物の配置にあたり、安全管理運営の観点から可燃系廃棄物と不燃系廃棄物を交互に配置し、火災発生を防止する。
- リサイクルの関係上、廃家電の配置にあたり、家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、乾燥機）とその他家電に分けて分別する。
- 家電4品目で形を維持できているものは、家電リサイクルの処理を行うため、平置きにする。
- 仮置場内の渋滞や混乱を避けるために一方通行の動線とする。
- 事故防止の観点から搬入状況に応じて、場内の入場車両を規制すること。
- 分別種別ごとの分別配置図と看板を設置する。

⑥ 仮置場：上太田瓦礫処分場レイアウト



⑦ 上太田瓦礫処分場の廃棄物配置に係る留意事項

- ゴミが混入していない土砂はリサイクルが容易であるため、受付時の判断で不燃系混合物とは分けて北側の土砂置場へ誘導する。
- 町の事業として解体撤去した建物から発生した瓦礫類は、町の発行した許可書を提示のうえ搬入を許可する。
- 西側に遊歩道が設置されているため、搬入した土砂等が流れないように十分に注意して管理すること。
- 事故防止の観点から搬入状況に応じて、場内の入場車両を規制すること。
- 重機作業と搬入作業との作業距離が近いため、警備員を配置するなど事故防止策を徹底すること。
- 最終処分場への搬出用経路を確保すること。
- 災害廃棄物の搬出作業が完了した際は、平時に活用している瓦礫処分場への通常運用に移行するため、土壌調査及び水質調査を実施し、今後も安全な運営が可能となる環境とすること。

(2) 仮置場の運営

発災当初は災害廃棄物処理対策本部施設係が担い、災害の種類・規模に沿った運営・管理の骨格を構築し運営機能を確認する。ただし、廃棄物の処理が完了するまで最長で3年程度と想定しており長期にわたることから、運営・管理について民間の廃棄物業者への早期委託を検討する。

① 人員の確保

仮置場を運営管理するためには、人員が必要となる。仮置場に廃棄物担当職員を配置できない場合は、災害対策本部、他部署、シルバー人材センター、建設業者及び廃棄物関係業者等、あらゆる手段を用いて、人員を確保し、常時複数人が作業に当たれる体制とする。

② 人員配置

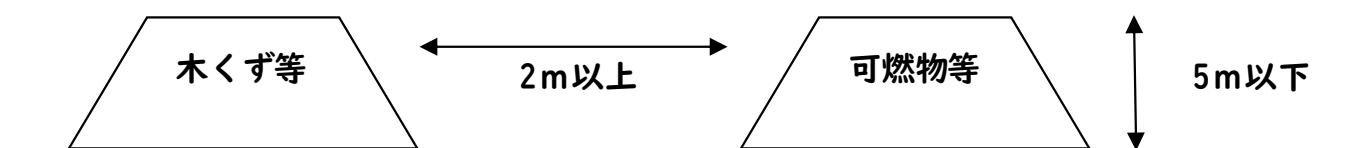
各仮置場に5名程度の人員を確保すること。

理想的には災害廃棄物の種類ごとに人員を配置することが望ましい。

必要人員	主な役割
現場責任者	仮置場全体の管理（安全管理・空き状況・連絡調整等）
受付	搬入者の確認、搬入物の確認（質・量）
誘導員	交通整理（出入口の車両誘導・場内の誘導）
補助員	分別の確認、指導
警備員	受入時間外の警備（不法投棄、盗難防止、火災予防）

③ 仮置場の運営に係る留意事項

- 持ち込んだ廃棄物は排出者本人が降ろす。
- 左折入庫左折出庫を徹底する。
- 他の町域外の廃棄物が搬入されていないか確認する。
- 災害に関係ない廃棄物を防止する。
- 仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施する。
- 事故防止の観点から5m以上の積み上げは行わない。



※消火活動や延焼防止のため離間距離を2m以上確保

※発火や温度上昇を防止するため積み上げ5m以下

(3) 仮置場の必要資機材リスト

① 設置

資機材リスト	用途	必須
敷鉄板	大型車両の走行	
砂利	ぬかるみ防止	
出入口ゲート	保安対策	●
チェーン（南京錠付）	不法投棄対策	●
場内配置図	運搬車両の誘導	●
立て看板	災害廃棄物の分別区分	●
告知看板	注意事項の表示	●
ロープ	立入禁止・仮置き区域等の明示	●
受付机	搬入受付	●

② 処理

資機材リスト	用途	必須
バックホウ	積み上げ、車両積み込み等	●
運搬車両	搬入、搬出	●

③ 作業員

資機材リスト	用途	必須
保護マスク、めがね、手袋、安全靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	●
休憩テント、仮設トイレ	休憩スペース、トイレ	
クーラーボックス	飲料水の保管	

④ 管理

資機材リスト	用途	必須
簡易計量器	搬入・搬出の計算	
シート	土壌汚染の防止、飛散防止	●
仮囲い	飛散防止、騒音低減、景観配慮等	
洗浄設備	粉塵の飛散防止、道路汚れ防止等	
発電機	電灯や投光器などの電力確保	
消火器	火災発生防止	●
清掃用具	周辺の清掃	●

第 5 節 住民等への啓発及び広報

災害時には生活ごみ及び災害ごみに関する処理方法等で住民の混乱が想定されることから、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるために、住民の理解が重要となる。

仮置場の設置・運営、ごみの分別方法、便乗ごみの排出防止等、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、広報紙、チラシの配布（回覧）、広報車、避難所への掲示等を活用する。

なお、平時から災害時の収集体制や仮置場の設置予定場所など災害廃棄物について啓発し、理解を深める。

広報する情報（例）

項目	内容
災害時の生活ごみ収集体制	・ 災害時の収集体制（収集物、回数、収集日の変更など） ・ 一時保管の推奨 ・ 揖龍クリーンセンターへの直接搬入規制
災害廃棄物の排出の際の注意点	・ 家電を排出する際は、電池を取り除く（火災防止のため） ・ ストーブを排出する際は、燃料を抜く（火災防止のため） ・ 冷蔵庫を排出する際は、中の食品を取り除く（腐敗防止のため）
仮置場の設置状況	・ 仮置場の場所、分別方法、開設日時など（災害廃棄物の種類によって搬入場所が異なるため、種類を記載する） ・ 仮置場への搬入規制
仮置場への搬入留意点	・ 原則、搬入者が荷下ろしなど留意点 ・ 災害廃棄物以外の便乗ごみの排出禁止 ・ 不法投棄・野焼き等不適正処理の禁止
仮設トイレの設置	・ 仮設トイレの設置状況 ・ 使用上の注意・維持管理
解体撤去の申請	・ 倒壊建物の撤去方針 ・ 撤去申請の方法
災害廃棄物処理の進捗状況	・ 災害廃棄物処理の進捗状況 ・ 今後の処理及び収集計画

第 6 節 ボランティアとの連携

災害復旧を阻む災害廃棄物の処理に関して、ボランティアの支援は必要不可欠であり、主に被災家屋からの災害廃棄物の搬出、浸水家屋の床下の泥出し、貴重品や思い出の品の整理、清掃、返還等が挙げられる。

については、平時から災害ボランティアセンターを運営する太子町社会福祉協議会と連携し、災害廃棄物処理活動の留意点を共有することで、混合廃棄物の発生を未然に防止する。

災害廃棄物に関するボランティア活動留意点

- ・災害廃棄物処理を円滑に行うため、活動開始時点において分別方法や搬出方法、搬出先、保管方法を明示する。
- ・災害廃棄物の撤去活動には危険物や石綿建材など危険物等を取り扱う可能性のある事を事前に伝える。
- ・災害ボランティアの装備は基本的に自己で準備することとなるが、災害廃棄物の処理現場において、事前に準備しておくことが望ましい装備を明示する。（防塵マスク、ゴーグル、安全靴など）
- ・感染症予防対策の徹底を周知する。

第 7 節 計画の見直し

災害廃棄物処理及び対策に関する知見、技術や社会状況は、今後も変化していくと考えられる。国及び県の計画や指針、太子町地域防災計画など関連する計画の改定を踏まえて本計画の内容を再検討し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

見直し機会	見直しのきっかけ（例）
関連計画の改定	上位計画等の変更により必要となったとき
教育・訓練等に伴う改善	教育、訓練を通じて改善点が確認されたとき
災害協定の追加・見直し	災害支援協定リストが変更になったとき
経験に基づく見直し	被災経験及び支援経験を踏まえ必要となったとき

出典：環境省災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きを元に作成

第４章 し尿の処理

し尿処理については、平常時の収集・処理と同様、委託業者により収集運搬を行い、揖龍衛生処理場において処理する。

仮設トイレ等、汲み取り箇所が増加することで平常時と同様の収集体制を維持できない場合は、災害応援協定に基づき県や近隣市町への応援要請を検討する。

第１節 し尿収集必要量の推計

(１) し尿収集必要量（災害分）

項目	数値	備考
し尿排出量	1.7 (L/人・日)	出典：環境省災害廃棄物対策指針技術資料
避難者数	1,031 人	出典：太子町地域防災計画を基に独自算出
下水道支障人口	580 人	出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定

<し尿収集必要量（災害分）の推計方法>

（避難者数＋下水道支障人口）×し尿発生量＝し尿必要収集量（kℓ/日）

⇒（1,031人＋580人）×1.7＝2.739kℓ

第２節 し尿処理可能量の推計

現状、公共下水道整備等により揖龍衛生処理場の稼働率には余裕があり、前節で推計した災害時のし尿収集必要量が2.739kℓであることから、通常時に処理しているし尿処理量に加味しても、十分処理できる施設処理能力を有している。

(１) 揖龍衛生処理場中間処理計画

【令和４年度】

年間搬入量見込	要処理量	処理能力	稼働率
6,354 kℓ/年	17 kℓ/日	29 kℓ/日	60%

出典：一般廃棄物（し尿）処理実施計画（揖龍保健衛生施設事務組合）

(2) 収集運搬体制

収集運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者に全量を収集運搬委託とする。

また、太子町災害対策本部と連携のうえ、仮設トイレ設置箇所、設置に向けた手配を早期に把握し、収集運搬業者と情報共有のうえ避難所等を含めた収集運搬体制を構築する。

【参考】

平時は原則、1箇所につき月1回の収集運搬を実施している。事情のある場合は申込により収集を実施。

第3節 仮設トイレ必要数の推計

(1) 仮設トイレ必要数

項目	数値	備考
仮設トイレ必要人数	1,616 人	避難者数＋下水道支障人口
仮設トイレし尿発生量	2,739 (L/日)	し尿排出量(L/人・日)×仮設トイレ必要人数
し尿収集間隔日数	3 日	出典：環境省災害廃棄物対策指針技術資料
仮設トイレの平均的容量	400 L	

<仮設トイレ必要数の推計方法>

し尿収集必要量(kℓ/日)×し尿収集間隔日数(日)／仮設トイレの平均的容量(L)＝仮設トイレ必要数
 $\Rightarrow 2.739\text{kℓ} \times 3\text{日} / 0.4\text{kℓ} = 21\text{基}$

(2) 備蓄資材保有状況

当町において、し尿収集必要量の推計から算出した、仮設トイレ必要数(簡易組立トイレを含む)は保有している。なお、町内に指定避難所が24カ所あることや災害発生時におけるトイレの必要数については、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月内閣府)及び「兵庫県避難所等におけるトイレ対策検討会」(平成26年4月)において、阪神・淡路大震災で災害用トイレが100人に1基を設置した段階でトイレに関する苦情が減少し、75人に1基を設置した時点で苦情がほとんどなくなった。と示されていることから、仮設トイレ必要人数75人に対して仮設トイレ1基を保有基準の参考とする。

■ 仮設トイレ備蓄状況

品目	保有数（令和３年度末時点）
仮設トイレ	15基
簡易組立トイレ	48基
福祉避難所用トイレ	1基

出典：太子町地域防災計画より抜粋

(3) 仮設トイレの種類

仮設トイレの設置には通常１～３日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、数日分の携帯型トイレや簡易型トイレを備蓄しておくことも必要である。また、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置するものとする。

トイレ型式	概要	留意点
携帯型トイレ	既設の洋式便器等に設置して使用する便袋。（吸水シートや凝固剤使用）	使用期間が長くなるほどごみ量が増加。臭気、回収、処分方法を検討。
簡易型トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。	処分方法や維持管理方法の検討が必要。
仮設トイレ（ボックス型）	工事現場等に設置されているトイレ。	平時の保管場所の確保や吸引処理。
仮設トイレ（組立型）	パネル型やテント型など簡易な組立型トイレ。	屋外設置時に風雨に耐えるために、固定が重要。
マンホールトイレ（役場庁舎設置可能）	マンホールの上に設置するトイレ。	組立方法等の事前確認やプライバシー確保が必要。
自己処理型トイレ	し尿処理装置がトイレ自体に備わっており、処理水を放流せずに循環・再利用（オガクズ・そば殻等）するトイレ。	処理水の循環等に電力が必要で、専門的な維持管理も必要。

【参考】 山崎断層帯地震に伴う被害想定について

第1章第4節『対象とする災害規模』に記載した、最大の被害が想定される山崎断層帯地震について、被害想定を下記のとおり推計した。については、災害廃棄物発生量等の推計値を参考に災害廃棄物処理対策の強化を図る。

(1) 参考とする地震及び被害

項 目		内 容
想 定 地 震		山崎断層帯地震（主部北西部）
最 大 震 度		M7
建物被害	全壊・焼失	1,462棟
	半壊	3,405棟
死 者 数		88人
重 傷 者 数		62人
避 難 者 数		6,504人

(2) 災害廃棄物発生量

項目	被害状況	単位	災害廃棄物発生量(t)
全壊棟数	1,462	棟	171,054
半壊棟数	3,405	棟	78,315
床上浸水	0	世帯	0
床下浸水	0	世帯	0
焼失:木造	0	棟	0
焼失:非木造	0	棟	0

災害廃棄物種類	種類別割合	災害廃棄物発生量	
		t	千t
柱角材	5.4%	13,466	13
可燃物	18.0%	44,886	45
不燃物	18.0%	44,886	45
コンクリートがら	52.0%	129,673	130
金属くず	6.6%	16,458	16
合計	100.0%	249,369	249

(3) 仮置場必要面積

仮置場面積算出条件

項目		算出条件		備考
処理期間		3	年	出典：災害廃棄物対策指針 技術資料
見かけ比重	可燃物	0.4	t/m ³	
	不燃物	1.1	t/m ³	
	津波堆積物	1.1	t/m ³	
積み上げ高さ		5	m	
作業スペース割合		1		
計算桁数		-2		

仮置場必要面積

災害廃棄物種類	種類別発生量 (t)	災害廃棄物種類	仮置量(t)	仮置場必要面 積(m ²)	仮置場必要面 積(ha)
柱角材	13,466	可燃物	38,901	38,901	3.89
可燃物	44,886				
不燃物	44,886	不燃物	127,345	46,307	4.63
コンクリートがら	129,673				
金属くず	16,458				
合計	249,369	合計	166,246	85,208	8.52

(4) 避難所ごみ

避難者数(人)	6,504
1人1日当たりのごみ 総排出量(g/人・日)	788
避難所ごみ発生量(t/日)	5.1

※避難者数は太子町地域防災計画より

※1人1日当たりのごみ総排出量は令和3年度一般廃棄物実態調査より

(5) し尿収集必要量

項目	数値	備考
し尿排出量	1.7(L/人・日)	出典：環境省災害廃棄物対策指針技術資料
避難者数	6,504人	出典：太子町地域防災計画
下水道支障人口	3,660人	出典：太子町地域防災計画を基に独自算出
し尿収集必要量(kℓ/日)	17.279 kℓ	上記の推計方法を用いる

【独自算出方法】

山崎断層帯地震全半壊数 3,420 棟 ÷ 南海トラフ巨大地震全半壊数 542 棟 × 南海トラフ巨大地震下水道支障人口 580 人 = 山崎断層帯地震下水道支障人口 3,660 人

(6) 仮設トイレ必要数

項目	数値	備考
仮設トイレ必要人数	10,164 人	避難者数 + 下水道支障人口
仮設トイレし尿発生量	17,279 L (L/日)	し尿排出量 (L/人・日) × 仮設トイレ必要人数
し尿収集間隔日数	3 日	出典：環境省災害廃棄物対策指針技術資料
仮設トイレの平均的容量	400 L	
仮設トイレ必要基数	130 基	上記の推計方法を用いる

太子町災害廃棄物処理計画

発行月：令和 5 年 3 月

発 行：兵庫県太子町生活福祉部生活環境課
兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

TEL：079-277-1015 FAX：079-276-3892